

第4章 避難・誘導（その2）

3 避難・誘導に当たり留意すべき事項

- (1) 避難指示をあらゆる手段を活用して迅速且つ漏れなく周知徹底する。この為、防災行政無線のほか市町村の広報車や消防車両等を活用すると共に、市町村の職員を派遣して直接或いは、FAX 等を送付して、要避難地区の自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に対し、住民への伝達を依頼する。
- (2) 自力避難困難者等への配慮
事前に自力避難困難者として登録されている者やその関連団体等への伝達を確実にを行うことが重要である。自力避難困難者は一般住民よりも避難に時間を要することから特に迅速な伝達に努めなければならない。また、外国人に対しては各国の大使館が行う対応と並行して関係機関等の語学堪能者の支援を受けて実施する必要がある。
- (3) 避難指示を受けた住民は、パニックに陥ることなく沉着冷静に行動すると共に指示されたところに従い粛々と準備を進める。この際、単独行動を慎み、共同行動を採らねばならない。避難誘導からはぐれた場合の緊急連絡先の確認、連絡が取れない場合の家族との連携要領等の確認が必要である。
- (4) 残留者等の確認
事態の発生を徒に軽視したり無視して適切な行動を採らない者等が残留していないかを確認することが肝要である。住民、市町村職員、消防職員等は協力して戸別訪問して確認することが必要であり、残留者には粘り強い説得を行わねばならない。
- (5) 状況に即した避難・誘導の実施
生起した事態、状況に応じて避難或いは誘導は柔軟に対応する必要がある。避難のための時間的余裕の有無、昼夜や曜日別、発生した地域の状況（大都市部なのか、離島なのかどうか等）、コミュニティの状況等によって実際の要領は異なりまた状況が変化すればその状況に柔軟に対応しなければならない。
- (6) 情報の適時・適切な提供
住民のパニックを防止し、整齊たる避難・誘導を行うためには住民に対して必要な情報を適時適切に提供することが必要である。この際情報の一元化が必要である。

4 国民の協力

避難・誘導を整齊円滑に行うためには、行政のみでは十分に対応できないことは自明である。従って、広く国民一般の協力が望まれる。自主防災組織や関連福祉団体等、或いは一般企業も協力することが求められる。

5 事態等に応ずる避難の実施要領等

(1) 着上陸侵攻

対処のための時間的余裕は比較的あるものの国民保護措置を実施すべき地域が広範囲であることを踏まえ、国全体として総合的な方針と避難のための指示に基づき避難等を行うこととなる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

比較的時間の余裕がある場合には、対策本部長の「避難措置の指示」、知事の「避難指示」を踏まえて策定された市町村の「避難実施要領」に従って避難誘導が為される。

一方、突発的な事態においては、現場所在住民が個々に対応せざるを得ない。まず、速やかにその場から離隔することが必要である。この際、まず堅牢な屋内等へ一時退避し、「現地調整所」において総合調整された市町村長が発する「退避の指示」「避難実施要領」に従い避難・誘導を行う。

(3) 弾道ミサイル攻撃や急襲的航空攻撃の事態

弾道ミサイル攻撃事態においては、① 事前の兆候がない状況下で弾道ミサイル発射に伴う警報が発令される事態と ② 弾道ミサイル攻撃の兆候を事前に把握していた場合では避難の要領が異なる。急襲的航空攻撃に対しても概ね弾道ミサイル攻撃と同様の対応になる。

事前の兆候がない場合には、一般的に避難誘導の暇がないため、警報の発令と同時に住民は、屋内避難即ち近傍の堅牢な施設等の地階、地下街或いは地下駅舎等に避難する。

事前の兆候がある場合には、対策本部長は事前に包括的な「警報の発令」「避難措置の指示」を行い、都道府県知事も所要の「避難指示」を発令する。これらに基づき市町村長は、予め定めた「避難実施要領」により、住民が採るべき行動等所要の事項を周知させておく。

(4) NBC 攻撃事態

速やかにその場を離れ、機密性の高い屋内か又は高台、風上等の安全な地域に避難する。

(5) 武力攻撃原子力災害の事態

屋内避難か或いは他の地域への避難を指示されるので、それらに従い行動する。